

◇大阪市立児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 乳児等通園支援事業を行う保育所を定めることにしました。
- 2 八幡屋保育所及び磯路保育所の休館日を変更することにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(こども青少年局幼保施策部保育所運営課)